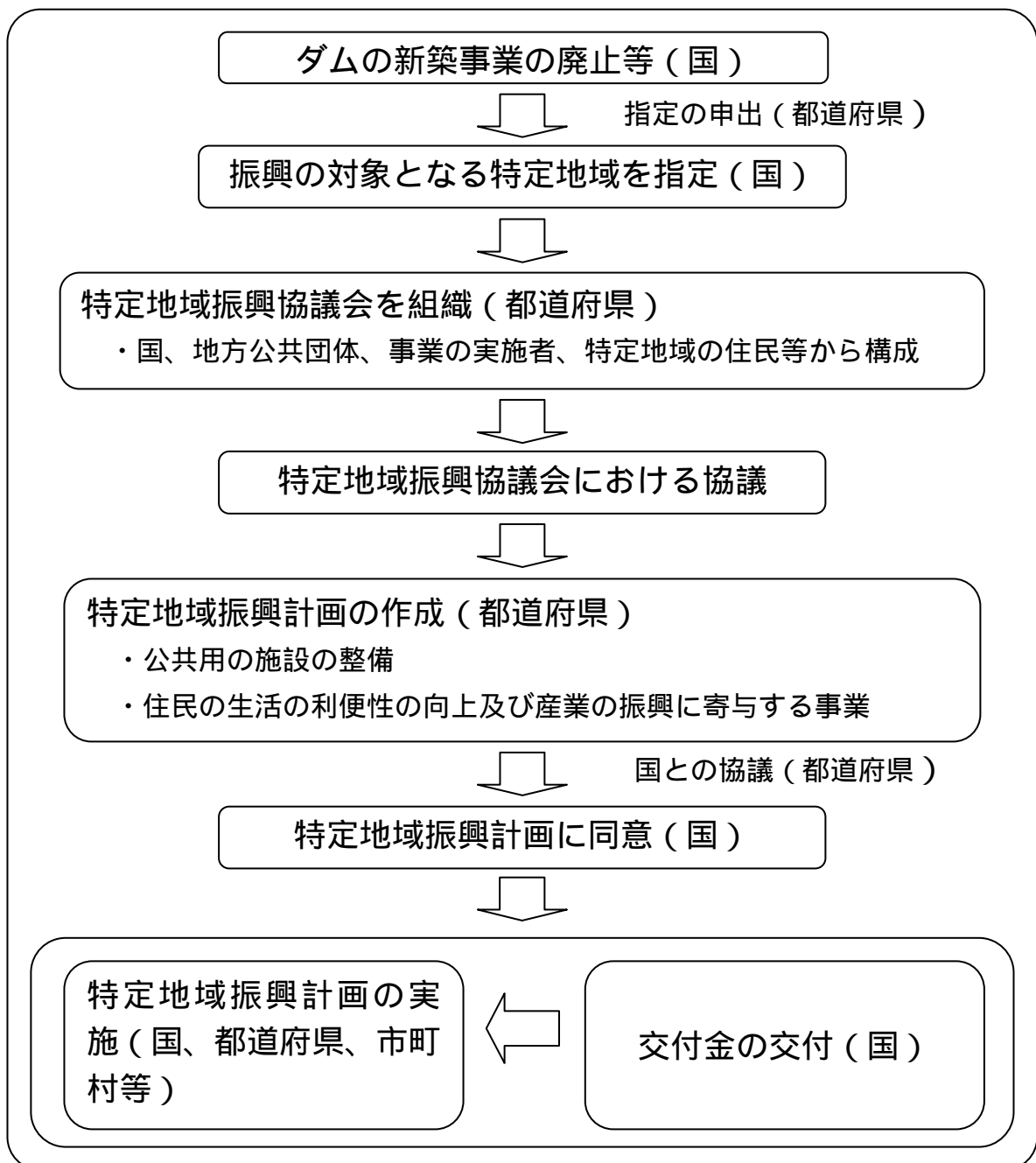


ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）骨子案について

国が行うダムの建設事業を廃止した場合等においては、特定地域について公共用施設の整備や住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定及び福祉の向上を図る。

【特定地域振興の流れ】



ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称） 骨子（案）

第1 目的

この法律は、ダム事業によって、公共用の施設の整備が他の地域に比較して低位にあり、並びに住民の生活の利便性及び産業の発展が阻害された地域について、ダム事業の廃止等に伴う特定地域振興計画の作成、これに基づく事業の実施その他の特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすること。

第2 特定地域の指定

- 1 主務大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、国又は独立行政法人水資源機構が行うダムの新築の事業（以下「ダム事業」という。）により水没することが予定された地域及びその周辺の地域であって、当該ダム事業の廃止その他当該ダム事業に関する計画の変更（当該ダム事業を長期間にわたって実施しない場合を含む。）に伴い公共用の施設の整備並びに住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図る必要があると認められる地域を特定地域として指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の申出をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないこと。
- 3 主務大臣は、特定地域を指定したときは、その旨を公示しなければならないこと。
- 4 1から3までは、特定地域を変更する場合について準用すること。

第3 特定地域振興計画

- 1 第2の1により特定地域の指定があったときは、都道府県は、当該特定地域について特定地域振興計画を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができること。
- 2 特定地域振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
 - ②特定地域内において実施する公共用の施設の整備（特定地域の振興のため特に必要があると認められるときは、特定地域外において実施するものを含む。）に関する事項
 - ③特定地域の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に関する

る事項

- 3 都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について第4の1の特定地域振興協議会において十分協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならないこと。
- 4 主務大臣は、特定地域振興計画につき1の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- 5 都道府県は、特定地域振興計画が1の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
- 6 都道府県は、1の同意を得た特定地域振興計画（以下「同意特定地域振興計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
- 7 3から5までは、6の場合について準用すること。

第4 特定地域振興協議会

- 1 都道府県は、特定地域振興計画の案及び同意特定地域振興計画の変更の案に関する協議並びに同意特定地域振興計画（同意特定地域振興計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施に係る連絡調整を行うため、特定地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成すること。
 - ① 1の都道府県
 - ② 国の関係行政機関
 - ③ 同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる地方公共団体（①を除く。）
 - ④ ①から③までのほか、同意特定地域振興計画に基づく事業を実施すると見込まれる者
 - ⑤ 特定地域の住民
- 3 1の都道府県は、必要があると認めるときは、2に掲げる者のほか、協議会に、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有すると見込まれる者その他の当該都道府県が必要と認める者を構成員として加えることができること。
- 4 1の都道府県は、1により協議会を組織したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこと。

- 5 同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に密接な関係を有する者であって協議会の構成員でないものは、1の都道府県に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができること。
- 6 5による申出を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないこと。
- 7 1から6までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

第5 事業の実施

同意特定地域振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとする。

第6 交付金の交付

- 1 国は、同意特定地域振興計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 2 1の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

第7 特定地域振興計画の作成前に講ずべき措置

国は、第2の1により特定地域の指定があったときは、第3の2②に規定する公共用の施設の整備であって、特定地域振興計画を作成する前に行う特別の必要があると認められるものについて、関係地方公共団体と協議を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

第8 主務大臣等

- 1 この法律における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。

第9 その他

この法律の施行期日その他必要な事項について定めること。